No. 3

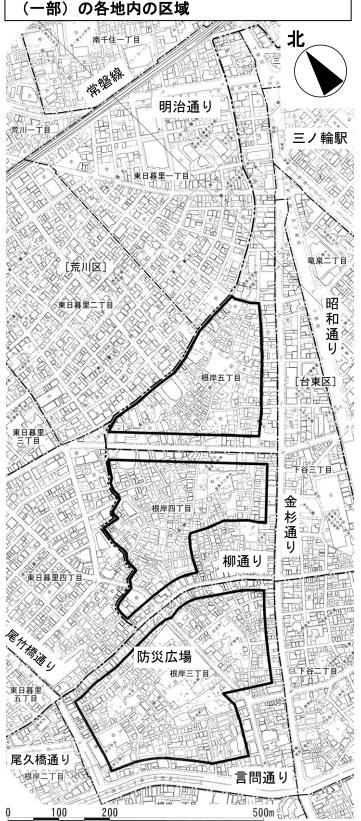
「新たな防火規制」の区域指定の概要

両地区における「新たな防火規制」の指定区域は準防火地域の部分で、概ね下図の ■ の範囲です (準防火地域の指定は、はずれません)。

谷中二丁目 (一部)、三丁目 (一部)、五丁目 (一部)の各地内の区域



根岸三丁目 (一部)、四丁目 (一部)、五丁目 (一部)の各地内の区域



電話:5246-1334(直通)

お問い合わせ先:

指定区域・助成制度に関すること: 地域整備第三課 電話:5246-1365(直通)

〒110-8615 東京都台東区東上野 4-5-6

規制内容に関すること: